



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 コネクシオ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 井上 裕雄
 (コード番号 9422 東証第 1 部)
 問合せ先 経営企画部長 神野 憲昭
 (TEL. 03- 5331 - 3702)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 18 期定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の今後の事業展開に備えるため、第 2 条（目的）の変更を行うものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、責任限定契約を締結できる会社役員¹の範囲が変更されることになりました。当該法律の施行により新たに責任限定契約を締結できることとなった社外取締役以外の業務執行を行わない取締役及び社外監査役ではない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 23 条（取締役の責任免除）及び第 30 条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第 23 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 2 条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 1 3. (省略) (新設) (新設) 1 4. 前各号に附帯関連する一切の業務	第 2 条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 1 3. (現行どおり) 1 4. <u>損害保険業、損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u> 1 5. <u>電気、ガス及びその他のエネルギー事業全般に関する業務</u> 1 6. 前各号に附帯関連する一切の業務

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第23条（取締役の責任免除）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第23条（取締役の責任免除）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第30条（監査役の責任免除）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第30条（監査役の責任免除）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月25日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成27年6月25日（木曜日）

以上